

## 会員規約

第1条 規約の範囲本規約は、一般社団法人日本愛犬愛護協会（以下 当法人とする）の定款に定める賛助会員、正会員となった団体、企業または個人に適用する。

### 第2条 会員種別

当法人の会員は、次の2種とする。

正会員	当法人の目的に賛同し入会を申し込み、理事会にて入会を承認された団体、企業または個人。議決権を一口有する。
賛助会員	当法人の目的に賛同し入会を申し込み、理事会にて入会を承認された団体、企業または個人。議決権は有しない。

### 第3条 入会

当法人の目的に賛同し入会を申し込み、理事会の承認を得て会員とする。

正会員は協会が認定する愛犬愛護管理士資格が必要となる。

第4条 入会承認の手続き入会申込受付後、理事会の承認および会費の入金確認をもって会員とする。理事会は申込者が、以下の一つにでも該当する場合は、承認しない場合がある。

- 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合。
- 規約違反等があり過去に資格の取り消しを受けたことが判明した時。
- 入会申込書に虚偽の記載があることが判明した場合。
- 会員になろうとするものが反社会的勢力、またはそれに準ずる場合。
- その他 理事会にて不適格と判断した場合。

### 第5条 会費・支払方法

- 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を納める義務がある。
- 当法人はいかなる理由でも会費の払い戻しは行わない。ただし入会承認が不成立の場合は速やかに返金する。手数料等が発生する場合の負担は会員申し込み者の負担とする。
- 当法人は、会員への事前告知をもって会費の金額を変更できる。
- 会費・入会金は当法人が指定する金融機関口座への振込みとする。振込手数料等は会員の負担とする。

正会員	入会金2万円 会費2万円
賛助会員	年会費3000円

(2018年9月現在)

第6条 有効期間会員の資格の有効期間は1年とする。ただし初年度は入会の承認を受けた日から、その年の事業年度内とする。以後 退会の申し出、除名、会員資格の喪失がない限り自動更新とする。

#### 第7条 退会

会員は1ヵ月以上前に当法人に対して予告することでいつでも退会できる。

第8条 除名会員が当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的の反する行為をし、または会員の義務を違反するなど正当な理由がある場合は社員総会によりその会員を除名できる。

また当法

人の目的に対して不当に議決権を行使したと判断した場合は除名できる。

第9条 社員の資格消滅会員は、次の各号のいずれかに該当するとき資格を消滅する。

- 退会した時
- 除名されたとき
- 理事会にて資格消滅が議決されたとき。
- 会費を3か月以上滞納した場合、会費等の債務がある場合、会員資格喪失後も債務が履行されるまで消滅しない。会員が当法人に対して損害を与えた場合は、当法人は会員に対し損害賠償を請求できる。

#### 第10条 会員名簿

当法人は会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第11条 変更の届出会員は登録した会員情報に変更があった場合は速やかに届出を行わなければならない。届

出がなく会員が被害を被った場合であっても当法人は一切の責任を負わない。

第12条 規約の変更本規約の改廃は理事会の決議を経て、会員の同意なく本規約の内容を変更できるものとする。変更があった場合は当法人ホームページに掲載、および会員に通知するものとする。